

# 緊急時のショートステイ受け入れに関する電話相談に対応します

## 障がい者等緊急時サポートダイヤル事業（芦屋市民対象）

### 【電話相談の対象】

- ・芦屋市在住の障がいのある方・障がいのある児童及びその保護者・ご家族。

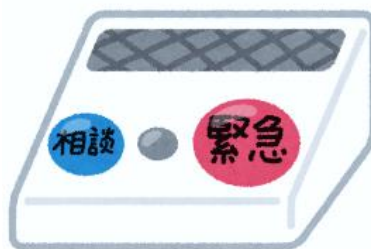
### 【電話相談受付時間】

- ・電話相談は、365日、以下の時間で開設しています。

平日 午後5時30分～翌日午前9時  
土日祝日 終日

### 【電話相談受付内容】

- ・緊急時のショートステイ受け入れに関する相談。



### 【電話相談の利用方法】

- ・登録制：緊急時にショートステイの受け入れができるよう ショートステイのび・のび の利用契約を  
していただいた方を対象としています。

### 【電話相談の登録方法】

- ・相談支援事業所の相談支援専門員の方と、高浜町ライフサポートステーション2階 ショートステイ  
のび・のび に来所いただき、電話相談の説明、短期入所（ショートステイのび・のび）の利用契約  
をしていただきます。
- ・ショートステイのび・のび をご利用していただいた後に、電話相談利用登録の手続きを行います。

### \* 注意事項

- ・利用登録された電話番号以外からの発信、電話番号非通知の発信の電話には応じることが出来ません。
- ・福祉制度の利用や日常の生活の相談等については、平日に相談支援事業所等にご相談ください。
- ・医療に関する相談、こころの問題に関する相談には応じることができません。かかりつけ医又は専門  
の電話相談等をご利用ください。

本事業は、社会福祉法人山の子会が、芦屋市より委託を受けて実施します。

相談員は、福祉領域での支援経験を有する山の子会の職員です。

### 【問い合わせ先】

- ・芦屋市 福祉部 障害福祉課

TEL：0797-38-2043 Fax：0797-38-2160

- ・社会福祉法人山の子会 高浜町ライフサポートステーション

TEL：0797-31-3213 Fax：0797-23-1624